住所　京都市伏見区羽束師古川町219番地14
李仁奎　昭和27年2月3日生
朴早苗　昭和34年3月6日生
李麻理　平成4年7月20日生
李有理　平成6年9月11日生
李理仁　平成9年5月2日生
住所　千葉県茂原市茂原1593番地38
金蘭美　昭和44年12月7日生
住所　東京都小平市小川町1丁目299番地4
エイプリル・ダビッド　平成6年4月18日生
住所　愛知県一宮市西五城字上切25番地
㷺国燉　昭和24年12月17日生
㷺大祐　昭和58年6月9日生
住所　東京都葛飾区東新小岩6丁目2番11号
張建忠　昭和57年6月19日生
張愉琪　平成22年3月26日生
住所　千葉県市川市相之川1丁目18番10―101号
辛雨　昭和45年5月26日生
辛祐美　平成23年3月8日生

○外務省告示第百六十号

平成二十八年四月二十六日にワシントンで、日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空関係に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十八年五月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百五十二年八月十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定（修正を含む。）（以下「千九百五十二年の協定」という。）に関する最近の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、千九百五十二年の協定の実施を確保するために交渉され、及び千九百五十二年の協定の付表を修正した二千十年十一月十三日に横浜で交換された公文によって効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の了解覚書の附属書第三節を次のように改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

第三節　東京国際空港（羽田）の利用

次の規定は、この附属書に規定する国際航空運送であって、東京国際空港（羽田）を含むものについて適用する。

1　各締約国の指定航空企業による定期貨客業務のために利用可能な発着枠は、現地時間午前六時から午後十時五十五分までの間の昼間時間帯の発着枠にあっては合計五組に、現地時間午後十時から翌日の午前六時五十五分までの間の深夜早朝時間帯の発着枠にあっては一組に制限される。臨時便については、許可しない。

2　定期貨客業務のための発着枠は、貨物専用便業務に使用してはならない。

3　各締約国の航空企業は、各締約国の航空企業全体で年間片道六百便を超えない範囲内でチャーター便を運航することができる。

本使は、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意を構成し、並びにその合意が二千十六年十月三十日に効力を生ずることを提案いたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年四月二十六日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　佐々江賢一郎

アメリカ合衆国
国務長官
ジョン・フォーブス・ケリー閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、前記の日本国政府の提案をアメリカ合衆国政府が受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成すること並びにその合意が二千十六年十月三十日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に敬意を表します。

二千十六年四月二十六日にワシントンで

アメリカ合衆国
国務長官に代わる
アントニー・ブリンケン

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項の規定に基づき、小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び東京都庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年五月十六日

文部科学大臣　馳　浩
農林水産大臣　森山　**裕**
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業では、小笠原陸産貝類十四種（東京都小笠原諸島の固有種である次に掲げる十四種の陸産貝類をいう。以下単に「十四種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、その結果等を踏まえて十四種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じ野生復帰を可能とする飼育及び人工繁殖を実施すること等により、十四種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

Mandarina aniiimana（アニジマカタマイマイ）
Mandarina aureola（コガネカタマイマイ）
Mandarina chichijimana（チチジマカタマイマイ）
Mandarina exoptata（ヒシカタマイマイ）
Mandarina hahajimana（ヒメカタマイマイ）
Mandarina hayatoi（フタオビカタマイマイ）
Mandarina kirasei（アナカタマイマイ）
Mandarina kageyea（オトメカタマイマイ）
Mandarina mandarina（カタマイマイ）
Mandarina polita（アケボノカタマイマイ）
Mandarina ponderosa（ヌノメカタマイマイ）
Mandarina suewoae（キノボリカタマイマイ）
Mandarina tomiyamai（コハクアナカタマイマイ）
Mandarina trifasciata（ミスジカタマイマイ）

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島における十四種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）及び第三の三により飼育、人工繁殖等を実施する区域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

㈠　生息状況及び生息環境等の調査及びモニタリング

㈡　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

二　生息地における生息環境の維持及び改善

三　飼育、人工繁殖等の実施

四　生息地における違法な捕獲の防止

五　普及啓発の推進

六　効果的な事業の推進のための連携の確保